

『私たちと森のこれから』

村上市森林組合

〒959-3905 村上市府屋 121-2
 電話番号：0254-77-3121
 Fax 番号：0254-77-2908
 URL: <http://www.e-woods.com>



第52回通常総代会を終える！

— 全議案を原案どおり可決 —

5月30日（火）、午後1時30分から、村上市さんぽく会館において、第52回通常総代会を開催いたしました。
 当日は、本人出席67名、書面出席89名、合わせて156名（出席率79.2%）の出席をいただきました。御礼申し上げます。

定刻となり、富樫副組合長の開会宣言で総代会が始まりました。
 齋藤組合長挨拶の後、新潟県村上地域振興局農林振興部長様（代理、加藤副部長）、村上市長様（代理、森山山北支所産業建設課長）、新潟県森林組合連合会代表理事会長様（代理、小田代表理事専務）よりご祝辞を頂戴いたしました。

議長には、越沢の斎藤通明氏を選出し、第1号議案、第2号から第7号議案、第8号議案、第9号議案をそれぞれ上程し質疑を経て全議案が原案どおり可決され、午後3時21分閉会しました。
 なお、議案の内容については、配付の議案書をもってご報告いたします。

○議案は、次のとおり！

- ・第1号議案 令和5年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び附属明細書の承認について
- ・第2号議案 令和6年度事業計画書の承認について
- ・第3号議案 令和6年度賦課金の賦課及び手数料並びに徴収時期の決定について
- ・第4号議案 令和6年度借入金金の最高限度額及び借入先金融機関の承認について
- ・第5号議案 1組合員に対する貸付金の最高限度額及び貸付金利率の承認について
- ・第6号議案 余剰金預け入れ先金融機関の承認について
- ・第7号議案 役員報酬の承認について
- ・第8号議案 定款の一部改正について（特別決議事項）
- ・第9号議案 固定資産（山北林業センターの旧事務所）の処分について

◆◆◆令和4年8月豪雨の災害復旧工事に協力しました◆◆◆

令和4年8月に発生した山形・新潟県豪雨災害では、村上市や関川村、山形県置賜地方などで多くの被害をもたらしました。昨年度から本格化した復旧工事では、国や県の治山工事において、当組合工場で加工した「木製残存型枠」が、圏域の至る所で採用されました。



型枠パネル工法（山形県小国町金目地内）



丸太型枠・丸棒工法（村上市貝附地内）

丸棒やパネル製品に用いた木材（小径木※）の総数は2万本を超え、復興の一助を担いました。復旧工事は、現在も継続中です。（※末口径14～16cm以下の丸太です）



→型枠パネル1枚は縦・横0.9×1.8m、丸棒加工した木材を半割り状にして使用、縦・横を組み合わせパネル状に形成。

◀令和3年から製作し、加工部門の主要製品です



主な出荷先は山形・宮城の両県

ヤマビル対策、お済みですか？ 山北地域でもヤマビルの生息域が広がっています



以前は、「葡萄峠から北にヒルはいない」というのが定説でしたが、数年前から山北地域でもヤマビルが顕著に出始めました。湿潤地帯に生息し、降雨や雨上がりの際に活動を活性化させ、衣類の僅かな隙間から侵入し人体に吸着。咬みつくと取りにくく、血液凝固を妨げる液を出すため血が止まりにくいのが特徴です。（写真左。先日、筆者も首と脇腹の2箇所を咬まれて出血しました）咬まれても重症化しませんが、痒みが残る場合があります。

- ・被害にあった際は傷口を水でよく洗い流しましょう。
- ・被害にあう前に、スプレーなどで事前に対策しましょう。

専用スプレー：『ヒル下がりのジョニー』（税込1,260円）

→村上市森林組合で販売中



「職員の定年退職日」と「組合の休日」について見直しを行い、6年度からの対応となります。組合員の皆さまにはご理解を賜りたいと思います。

★職員の定年退職日

職員の定年退職日については、組合就業規則で次のように定めています。
「職員の定年は、満 65 歳とし、定年に達した日から直後に訪れる 20 日をもって退職とする。」



このように、職員の退職日が満 65 歳を迎えた誕生日と絡めているため、職員それぞれの退職日が違い、事業年度途中で退職者が発生することになります。このことが、組合の年間における計画的な業務運営に影響を及ぼすのではと、懸念をしていました。

そこで、年度を通して業務配置を見通せること、また、職員の人事管理や計画的な職員採用の面からも職員の退職日を統一し、かつ影響の少ないときを退職日とするのが望ましいと思いました。

このことから、その時期は事業年度末が最も適していると考えます。つまり、職員の退職日を事業年度末の 3 月 31 日とし、定年退職再雇用契約した嘱託職員についても同様に、それぞれ雇用期間の満了日を 3 月 31 日とすることが適当です。このように見直しを行います。

組合職員の退職日の扱いは、組合にとって大変重要な事柄です。まずは、組合員の皆さまにお知らせしたうえで、今後、関係する規則の改正手続きを進めます。

★組合の休日

現在の組合休日は、右表のとおりです。

若い人材の確保には給与面だけでなく、休日も大事な視点です。

[今回の見直し点]

- ① 昨年の猛暑を踏まえ、今年度、6 月から 8 月の第 5 土曜日の 2 日間（6 月 29 日、8 月 31 日）を、組合が休日と認める日とします
- ② 12 月 30 日を、年末年始の休日とします
- ③ 12 月 12 日を、休日から勤務日に変えます
- ④ 今年の夏期休暇は 8 月 10 日からとなりますので、第 3 土曜日の 8 月 17 日を有給休暇の扱いとし、9 連休とします。

— 組合の休日 — （組合就業規則第 21 条）
(1) 日曜日 (2) 第 2・4 土曜日 (3) 国民の休日 (4) 夏季休暇（8 月 13 日～8 月 16 日） (5) 年末年始（12 月 31 日～1 月 4 日） (6) 毎年 12 月 12 日 (7) その他組合が休日と認める日

これによって令和 6 年度の休日数は、102 日となり、前年度より 3 日増えます。

人材確保の面から働き改革を進めていく必要があります。メリハリのある職場、働きやすい職場を目指します。社会情勢からも今までどおりでは済まない労働環境となっていますので、このことにもしっかりと取り組んでいきます。ご理解をお願いいたします。

山北林業センターの解体に向けて

山北林業センターの 1 階所有の組合と、2・3 階所有の村上市との合意により、このたびセンターの解体が決まりました。建物の老朽化が進み、鉄筋が露出してサビが進行し、細かなコンクリート破片が落下している状態から、いつまでも放置しておくわけにはいかず、一刻も早い解体に向け、昨年の 7 月 5 日、高橋邦芳村上市長に要望をいたしました。

この件については、理事会で協議を重ね、まずは、センターの解体を優先すべきであり、事務所の建設とは切り離すとの方向づけでいました。

センター解体に関し、「センター解体後直ちに事務所を建設し、解体の時期は村上市に一任する。」との方針を引き継いだのですが、センター解体と事務所の建設を同時に進めていくことは組合の資金面からも無理がありますし、解体時期を村上市に一任するといっても、市としても不用財産を多く抱えている現状であることから、やはり、組合から声を出すべきと判断し、市と協議を行いました。



解体される「山北林業センター」

高橋市長は、面会において前向きな姿勢を示され、その結果、市では、令和 6 年度村上市一般会計当初予算案に解体経費を計上し、3 月議会定例会において議決をいただいたところです。

この解体経費については、建物にアスベストが含まれているため、概算ですが、建物全体で 7 千万円を超えるという大変な額です。そして、組合の負担分は、建物の面積按分によって、実に 2 千 4 百万円余りの金額まで膨らみました。組合にとって本当に多額の負担です。

遅かれ早かれ、いずれは取り壊さなければならない建物ですが、物価が高騰している昨今、放置しておけば置くほど、ますます解体経費が増えますので、早めに対応しました。

なお、組合負担分の財源については、「事務所修繕積立金」を活用します。

新しい事務所については、これから具体的に検討します。ご理解を賜りたいと存じます。

☆センター解体工事は、村上市が一括発注…

センター解体工事は、村上市で一括して行い、組合はその負担金を市に納入する形をとります。また、解体工事の入札は、7 月中に行われる予定です。

なお、工事は約 7 ヶ月かかる見込で、来年の 3 月頃には完了の見通しです。

☆木材加工課事務所は、旧さんぽく北小学校校舎の仮事務所に移転…

センター解体工事に伴い、木材加工課事務所は、堀ノ内地内の旧さんぽく北小学校校舎の仮事務所に移転し、7 月 8 日（月）から業務を行います。これにより、新事務所が完成するまでの間、仮事務所において、購買品の販売も含め組合全般の業務を行います。ご不便をおかけいたします。